

毎月勤労統計調査 平成 25 年分結果（年平均）

このたび、以下のとおり毎月勤労統計調査の平成 25 年分岐阜県結果を取りまとめましたので、お知らせします。

【調査結果のポイント】 ～事業所規模 5 人以上～

（前年比でみて）

- 現金給与総額及びきまって支給する給与は 3 年ぶりに増加
- 総実労働時間及び所定外労働時間は 3 年ぶりに増加

【調査結果】

1 賃 金

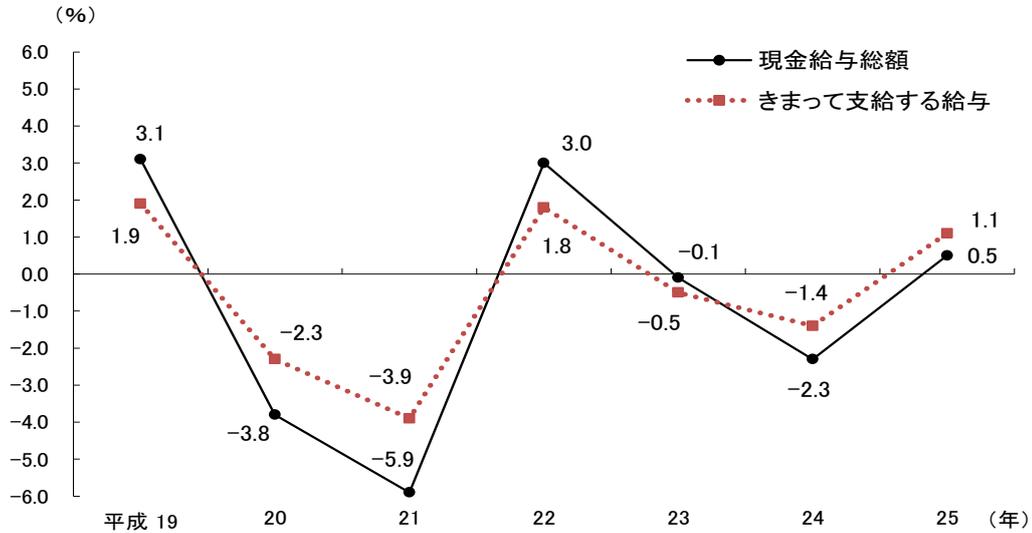
- 平均月間現金給与総額は、事業所規模 5 人以上で 27 万 5919 円（全国 31 万 4054 円）、前年比 0.5%増と 3 年ぶりに増加となった。（全国は前年と同水準）
規模 30 人以上においても 31 万 910 円（全国 35 万 7977 円）、前年比 1.4%増と 3 年ぶりに増加となった。（全国は前年に比べ 0.3%増と 2 年ぶりに増加） 【表－1、図－1】
- きまって支給する給与は、事業所規模 5 人以上で 23 万 5575 円（全国 26 万 353 円）、前年比 1.1%増と 3 年ぶりに増加となった。（全国は前年に比べ 0.5%減と 3 年連続で減少）
規模 30 人以上では 25 万 9943 円（全国 28 万 9150 円）、前年比 1.2%増と 2 年連続で増加となった。（全国は前年に比べ 0.3%減と 2 年ぶりに減少） 【表－1、図－1】
- 特別に支払われた給与は、事業所規模 5 人以上で 4 万 344 円（全国 5 万 3701 円）、前年比 2.9%減と 2 年連続で減少となった。（全国は前年に比べ 2.1%増と 2 年ぶりに増加）
規模 30 人以上では、5 万 967 円（全国 6 万 8827 円）、前年比 1.6%増と 2 年ぶりに増加となった。（全国は前年に比べ 2.7%増と 2 年ぶりに増加） 【表－1】

表－1 月間現金給与額(調査産業計)

	現金給与総額		きまって支給する給与		所定内給与		所定外給与		特別に支払われた給与	
	円	前年比 %	円	前年比 %	円	前年比 %	円	前年比 %	円	前年比 %
事業所規模5人以上	275,919	0.5	235,575	1.1	218,654	0.8	16,921	4.9	40,344	△ 2.9
事業所規模30人以上	310,910	1.4	259,943	1.2	237,922	1.1	22,021	3.0	50,967	1.6

注：前年比は指数による増減。ただし、所定外給与及び特別に支払われた給与は実数値による増減。

図－1
現金給与総額の推移 調査産業計（事業所規模5人以上）
－現金給与総額及びきまって支給する給与の前年増減率－



2 労働時間

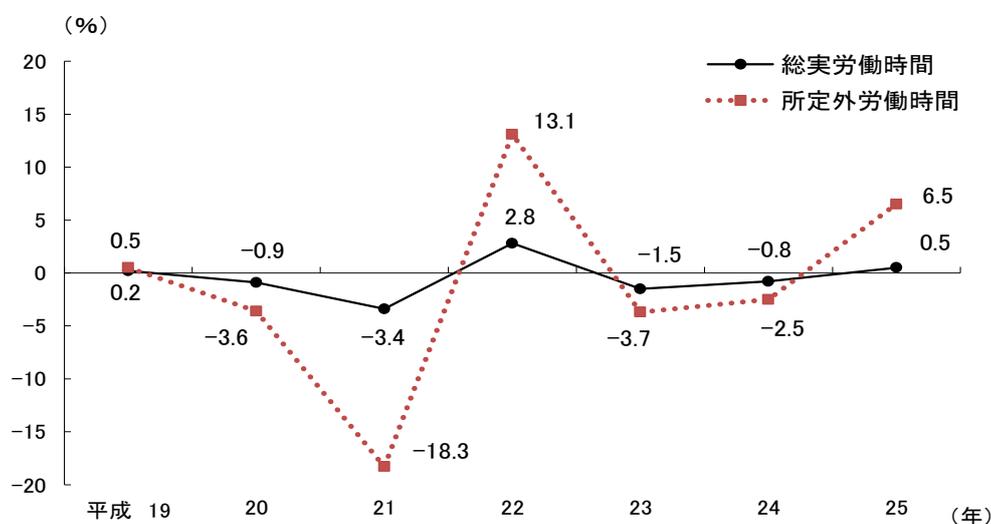
- 平均月間総実労働時間は、事業所規模5人以上で145.9時間（全国145.5時間）、前年比0.5%増と3年ぶりに増加となった。（全国は前年に比べ1.0%減と2年ぶりに減少）
規模30人以上では149.5時間（全国149.3時間）、前年比0.2%減と3年連続で減少となった。（全国は前年に比べ0.9%減と2年ぶりに減少） 【表－2、図－2】
- 所定外労働時間は、事業所規模5人以上で9.6時間（全国10.6時間）、前年比6.5%増と3年ぶりに増加となった。（全国は前年に比べ2.3%増と4年連続で増加）
規模30人以上においても11.2時間（全国12.4時間）、前年比1.3%増と3年ぶりに増加となった。（全国は前年に比べ1.8%増と2年連続で増加） 【表－2、図－2】

表－2 月間実労働時間及び出勤日数(調査産業計)

	総実労働時間		所定内労働時間		所定外労働時間		出勤日数	
	時間	前年比 %	時間	前年比 %	時間	前年比 %	日	前年差 日
事業所規模5人以上	145.9	0.5	136.3	0.1	9.6	6.5	19.1	△ 0.5
事業所規模30人以上	149.5	△ 0.2	138.3	△ 0.4	11.2	1.3	19.2	△ 1.0

注：前年比は指数による増減。

図-2
実労働時間指数の推移 調査産業計（事業所規模5人以上）
—総実労働時間及び所定外労働時間の前年増減率—



3 雇 用

○ 常用労働者数は、事業所規模5人以上で64万4563人（全国4612万9000人）、前年比0.7%減と4年連続で減少となった。（全国は前年に比べ0.8%増と10年連続で増加）

規模30人以上においても34万4032人（全国2720万9000人）、前年比2.5%減と4年連続で減少となった。（全国は前年に比べ0.2%減と2年連続で減少） 【表-3、図-3】

○ パートタイム労働者比率は、事業所規模5人以上で31.9%と、前年から0.3ポイント低下した。本県は全国（29.4%、前年差0.7ポイント上昇）を2.5ポイント上回った。

規模30人以上では28.3%で、前年から0.1ポイント上昇した。本県は全国（24.6%、前年差0.3ポイント上昇）を3.7ポイント上回った。 【表-3、図-4】

表-3 常用雇用及び労働異動率(調査産業計)

	常用労働者数		パートタイム労働者比率		入職率		離職率	
	人	前年比 %	%	前年比 ポイント		前年差 ポイント		前年差 ポイント
事業所規模5人以上	644,563	△ 0.7	31.9	△ 0.3	1.84	△ 0.19	1.89	△ 0.09
事業所規模30人以上	344,032	△ 2.5	28.3	0.1	1.58	△ 0.29	1.69	△ 0.13

注：前年比は指数による増減。

図-3
 常用雇用の推移 調査産業計（事業所規模5人以上）
 —常用労働者数の前年増減率—

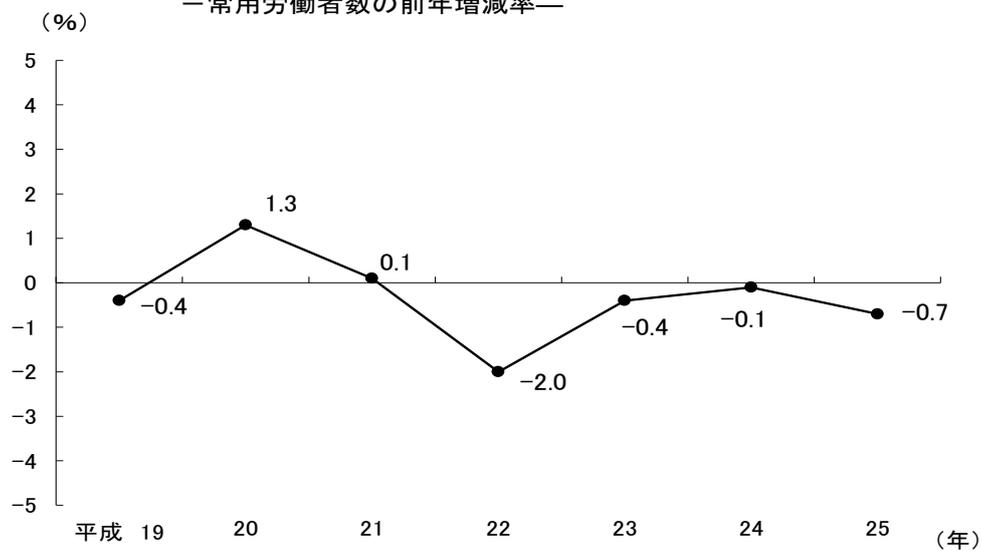
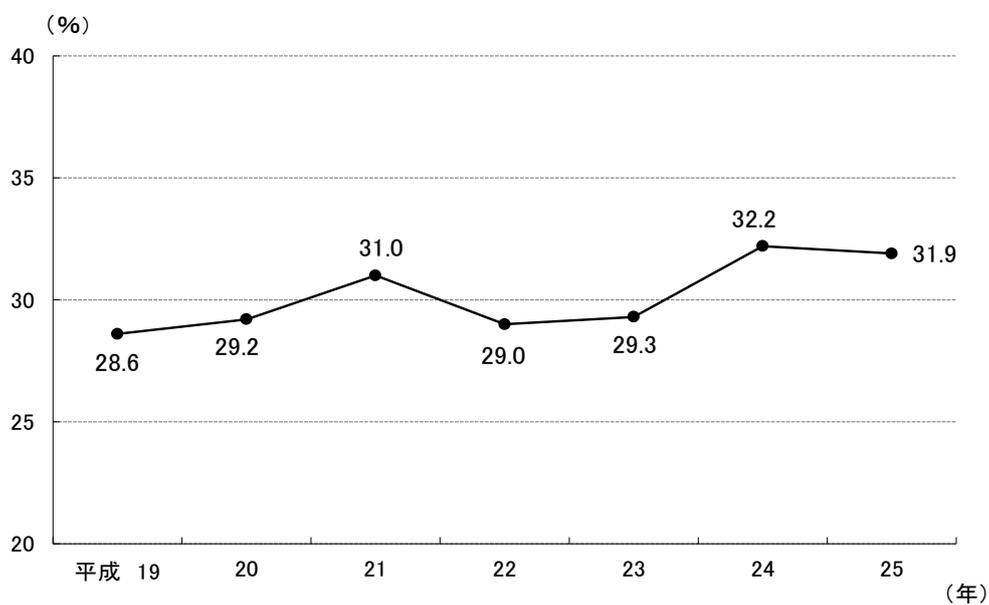


図-4
 パートタイム労働者比率の推移 調査産業計（事業所規模5人以上）



【参考】

主要項目の全国値との比較

		岐 阜 県		全 国	
			前年比		前年比
賃金	現金給与総額 (全国給与=100としたときの割合)	275,919円 (87.9)	0.5%	314,054円 (100)	0.0%
	うち、きまって支給する給与	235,575円	1.1%	260,353円	△0.5%
	うち、特別に支払われた給与	40,344円	△2.9%	53,701円	2.1%
労働時間	総実労働時間	145.9時間	0.5%	145.5時間	△1.0%
	うち、所定外労働時間	9.6時間	6.5%	10.6時間	2.3%
	年間総実労働時間	1,751時間	0.5%	1,746時間	△1.0%
雇用	常用労働者数 (A)	644,563人	△0.7%	46,129,000人	0.8%
	うち、パートタイム労働者数 (B)	205,524人	△1.7%	13,581,000人	3.1%
	パートタイム労働者比率 (B) / (A)	31.9%	-0.3P	29.4%	+0.7P

注：1) 上表各数値は、調査産業計、事業所規模5人以上のもの。

2) 前年比の増減率(%)は、平成22年=100とした指数による増減。ただし岐阜県の特別に支払われた給与、パートタイム労働者数の前年比は実数より算出。

3) パートタイム労働者比率の前年比「P」はポイントで、前年差。

4) 賃金、労働時間の実数値は常用労働者1人あたりの数値。

5) 年間総実労働時間は年平均の月間総実労働時間を1.2倍して年換算したもの。

【利用上の注意】

- 平成24年1月分調査から、平成21年経済センサス基礎調査の結果に基づき調査対象事業所の抽出替えを行った。このため、賃金・労働時間及び雇用指数については、新旧サンプルのギャップを埋めるため、過去に遡って修正し指数を接続させている。(指数の基準時更新を行い、平成22年=100としている)
- 前年比などの対前年増減率(%)は、指数等により算出しており、実数で計算した場合と必ずしも一致しない。
- 実数(現金給与総額、総実労働時間数など円単位、時間単位で表したもの)の年平均は、1月から12月までの月次の数値を、各月の常用労働者数で加重平均することによって算出している。
- 指数の年平均は、各月の指数の合計を12で除して(単純平均)算出している。
- 現在の指数の基準時は、平成22年(2010年)である。
- 常用労働者とは、
 - ① 期間を定めずに、又は1か月を超える期間を定めて雇われている者
 - ② 日々又は1か月以内の期間を定めて雇われている者のうち、調査期間の前2か月間にそれぞれ18日以上雇われている者。
 のいずれかに該当する者をいう。
- パートタイム労働者とは、常用労働者のうち、
 - ① 1日の所定労働時間が一般の労働者より短い者
 - ② 1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者より短い者
 のいずれかに該当する者をいう。また、一般労働者とは、常用労働者のうち、パートタイム労働者でない者をいう。

【調査の概要】

厚生労働省が実施する、統計法に基づく基幹統計調査であり、雇用労働者の賃金、労働時間及び雇用の毎月の変動を明らかにすることを目的とするものである。

調査結果は、労働・経済政策の基礎資料として用いられている。

この調査は、日本標準産業分類に定める「鉱業、採石業、砂利採取業」「建設業」「製造業」「電気・ガス・熱供給・水道業」「情報通信業」「運輸業、郵便業」「卸売業、小売業」「金融業、保険業」「不動産業、物品賃貸業」「学術研究、専門・技術サービス業」「宿泊業、飲食サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」「教育、学習支援業」「医療、福祉」「複合サービス事業」「サービス業（他に分類されないもの）」に属する常用労働者5人以上の事業所のうち、厚生労働大臣が指定する約730事業所を対象とする。

< 総合企画部統計課ホームページ >

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei-unei/tokeijoho/index.html>